

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 暮らし環境本部 人権・同和対策課

法令名	佐賀県解放会館条例施行規則			法令番号	平成17年規則第106号		
手続名	指定管理者の指定			根拠条項	第3条		
審査基準	<p>（指定の基準）</p> <p>指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 佐賀県解放会館の設置目的の確実な実施が見込まれること。 二 会館の施設の平等利用が確保されること。 三 事業計画書の内容が、会館の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 四 当該事業計画書に沿った監理を行う能力を有していること。 						
	受付機関	人権・同和対策課	処理機関	同左	交付機関	標準処理期間	150日
						標準経由期間	日